

第18回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和7年11月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 岡久部長・遠藤裕美副部長・米山委員・岡部委員・中村委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内道明委員・武市委員・遠藤義春委員・山本委員・井出委員・仁尾委員
- 欠席委員 南部委員・幸田委員・尾崎委員・西野委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 事務局より議案の訂正です。
議案書5ページ 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について ナンバー1でございます。土地の所在地についてですが、筆の一部を転用申請をしているので、〇〇〇〇〇番の一部が正しい表記です。同様に、ナンバー2についても、〇〇〇〇〇番〇の一部が正しい表記です。
つづきまして、議案書15ページ 第6号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について ナンバー27でございます。〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇については、使用貸借であり、所要作物については、薬草。具体的にはサンショウでございます。
訂正しお詫び申し上げます。
- 岡久部長 それでは第18回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録署名者は橘地区の岡部委員と大野地区の山本委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第6号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について
- 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので

ご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

米山委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は11月19日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8から9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次に、福井地区をお願いします。

岡部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は11月19日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は11月19日に福井公民館にて椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は11月20日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9から10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

す。

岡久部長 次に、桑野地区お願いします。

遠藤裕美副部長 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は11月18日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は11月21日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10から11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は11月21日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、宝田地区お願いします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は11月21日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

 議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、長生地区です。

 それでは長生地区からご報告します。長生地区は11月19日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

 議案書の11から12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は11月19日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

 議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 議案書の12から15ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 大野地区からご報告します。大野地区は11月17日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

 議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 議案書の13及び15ページをお開きください。第6号議案「委員による

朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は11月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15から16ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、那賀川地区お願ひします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は11月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3から4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の16から17ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、羽ノ浦地区お願ひします。

仁尾委員 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は11月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の18から19ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひし

ます。お願いします。

岡久部長

それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第1、2、3号議案について報告があるようなので、説明をお願いします。

事務局

失礼します。

議案書1ページ、ナンバー1についてですが、申請人は、未成年者でありますので、申請書には、保護者と連名で申請をしていただいております。

つづきまして議案書3ページ、第2号議案、ナンバー6ですが、譲渡人単独名義を、権利の1/3づつを配偶者と子に権利を贈与するものです。

同じく、ナンバー8ですが、二重地番となっております。通常二重地番の場合は、法務局が所有権移転を拒否する場合があります。今回の件につきましては、申請人を通じて、所有権移転が可能であると回答を得ております。なお、二重地番のもう一つの筆は、現在市道の一部に存在すると思われれます。

同じく、ナンバー9ですが、先月の第3条申請と譲受人は同一人物であり、譲受人は現在歩きづらいものの、本人や、妻は農業をする気があります。今回の申請地は、譲受人の農地と隣接しており、申請地を取得することで、効率的に農業を行うことができるようになるので、結果的に譲受人の農業の労働負担が軽減されるものです。

同じく、ナンバー10については、譲受人は新規就農者扱いであるものの、近隣に農業をしている父がおり、農機具については、当分の間は、父の農機具を借りるとのことです。

同じく、ナンバー11については、譲渡人と譲受人は親子であり、申請する農地は、譲渡人の居住地と近隣にあり、譲渡人の農機具を使い、農業を行うとのことです。

つづきまして、議案書の5ページ、第3号議案、ナンバー1につづきましては、所有者本人が、農業用に供する転用であれば、例外の届出で対応することになってはいますが、申請人の要望により、4条申請になりました。

以上でございます。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

岡久部長

それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

阪井委員

1ページの第1号議案ナンバー2について、非農地証明にしては、面積が大きいのではないかと。

事務局

こちらの案件につきましては、山林化しているとのこと。過去に加茂谷地区では昔、ミカン栽培が盛んでした。その名残で、登記が畑であったり、谷田があった可能でございます。申請書類には現場の写真もあります

が、現況は山林となっております。私事ですが、前の部署で地籍調査を行っていた関係で、勝浦町の地籍調査の市と町の境界確認に行った際の帰り道に今回の現場付近に赴いたことがあります。現況は確かに山林となっております。今後は、林業を行う会社がこの土地は管理すると申請人からは聞いております。

井出委員 第6号議案にある再配分とは何か、過去に説明があったとは思いますが、もう一度説明をして欲しい。

事務局 中間管理機構と借受人の契約のみ解約し、その契約の残存期間のみ、新たな借受人が中間管理と契約をすることです。

阪井委員 5ページの第3号議案ナンバー2についてですが、資材置場となっているが3年間調査をするのか。

事務局 この案件は資材置場でも、イチゴ農家の農業用資材置場となっておりますが、資材置場となっていることから、3年間調査をする必要があります。

岡久部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、まず委員案件であります9ページの第6号議案ナンバー6については、〇〇〇〇〇委員案件、10ページのナンバー9から11については、〇〇〇〇〇委員案件、15ページから16ページのナンバー27、28については、〇〇〇〇〇委員案件となります。この分についてのご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

(意見なし)

岡久部長 それでは、この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員には採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員 退室)

岡久部長 それでは、第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画、ナンバー6、9、10、11、27、28の〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員の案件について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。
退室した〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員 入室)

岡久部長 退室されておりました、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員へ先ほどの案件については承認されたことを報告いたします。それでは議事を再開します。

委員案件以外のそれぞれ各案件について、ご質問がありましたら発言願います。

岡部委員 3ページ第2号議案ナンバー6について、譲受人は、権利の1/3を受ける人を筆頭者にした方が分かりやすいのではないかと。また、同じく、ナンバー8について、法務局の取り扱いはどうなのか。

事務局 ナンバー6については、土地の差配をしているのは、権利の1/3を残す譲渡人となるので、筆頭者は、今回の表記で問題ないと思われま

す。ナンバー8については、今回の地番については完全に田となっており、もう一つの同じ地番は公衆用道路となっております。この誤りは少なくとも大正時代にあったと思われま

岡久部長 二重地番があっても問題ないのか。

事務局 問題はあります。

岡部委員 誤りがあるのであれば直す必要があるのではないかと。

事務局 譲渡人及び譲受人に非は無いと思われま

す。本来は、公衆用道路に分筆した際に、周囲の地番を確認すべきだった案件かと思われま

阪井委員 固定資産税はどうしていたのか。

事務局 今回の申請分につきましては課税されていたと推測されま

分につきましては、国有地になるので、非課税かと思われます。

阪井委員 ナンバー6についてはわかりにくい表記ではないか。

事務局 地区部会の事前審議において、竹内委員より同様な指摘がございました。事務局としては、検討してまいります。

岡久部長 はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。先ほどの委員案件以外の全ての案件について一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。今回の第18回農地部定例会第1号議案から第6号議案は、全て承認です。

岡久部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

岡久部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

(特になし)

岡久部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。

事務局 (今後の日程について)
(全員協議会について)
(農業委員会だよりについて)

岡久部長 ほかにございませんか。

岡久部長 以上をもちまして、第18回農地部定例会を閉会いたします。次回は、1

2月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会